

第34回国民文化祭・にいがた2019
第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会
「文化ふつつ新潟！」ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1 この要領は、第34回国民文化祭・にいがた2019、第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会（以下「文化祭」という。）の「文化ふつつ新潟！」ロゴマークの使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領においてロゴマークとは、別紙のデザイン並びにこれらを展開したものとする。

(使用届)

第3 「文化ふつつ新潟！」ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめロゴマーク使用申請書（別紙様式）に必要な書類を添付して、第34回国民文化祭、第19回全国障害者芸術・文化祭新潟県実行委員会会長（以下「会長」という。）に申請する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は新潟県、新潟県内の市町村が使用するとき。
- (2) 新潟県内各市町村に設置された国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を実施するための実行委員会等が使用するとき。
- (3) 新潟県内の公共的団体等が教育又は文化振興の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 文化祭の協賛企業、団体その他これに類する企業、団体等が広報のために使用するとき。
- (6) その他会長が適当と認めるとき。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(届出の受理)

第4 前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請を受理し、承認通知書を交付するものとする。

- (1) 文化祭の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) ロゴマークを使用する者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をい

う。以下同じ。)

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。

(7) 文化祭の事業又は会長が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。

(9) その他会長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第5 使用料は無料とする。

(使用の際の遵守事項)

第6 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマーク使用マニュアルの適用を遵守すること。

(2) 使用者は、当該ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) ロゴマーク使用申請書に記載の用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。

(4) 当該使用に係る商品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、会長は一切の責任を負わない。

(損失補償等の責任)

第7 会長は、当該ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用の禁止)

第8 ロゴマークの使用方法等について、会長が不相当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

附 則

この規定は、平成30年3月29日より施行する。

(別紙)

第34回国民文化祭・にいがた2019
第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会
「文化ふつつ新潟！」ロゴマーク



文化ふつつ新潟!

Bunka Futtotsu NIIGATA